

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

令和2年の年末調整について

今年も年末調整を行う時期になりました。令和2年の年末調整は昨年に比べ大きく変わります。それに伴い従業員の皆さまに配っていただく用紙の書式も変わります。

給与所得控除額の引き下げ

給与所得控除額は、年末調整では最初に給与収入から差し引かれるものです。この控除額が、令和2年分より一律10万円引き下げられることになりました。控除額が上限に達する給与収入金額が、現在の「年収1,000万円」から「年収850万円」になります。さらに、給与所得控除額の上限も現在の220万円から195万円と変更されるため、年収850万円を超えると10万円以上の引き下げ額になります。改正後の給与所得控除額は次の通りです。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	(A)×40%-10万円	(A)×40%
180万円超360万円以下	(A)×30%+8万円	(A)×30%+18万円
360万円超660万円以下	(A)×20%+44万円	(A)×20%+54万円
660万円超850万円以下	(A)×10%+110万円	(A)×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

基礎控除額の引き上げ

基礎控除額はこれまで収入・所得金額に関係なく一律38万円でしたが、次の表の通り、令和2年からは一律48万円に引き上げられます（住民税については現行33万円→43万円）。ただ、48万円の基礎控除額が適用されるのは合計所得金額が2,400万円（年収2,595万円）以下の場合に限られ、合計所得金額が2,400万円を超えると、基礎控除の額は段階的に引き下げられ、2,500万円（年収2,695万円）を超えた場合は控除額がゼロになります。つまり、「給与所得

控除額の引き下げ」と合わせると年収850万円まではプラスマイナス0になり、現行と比較してもさほど大きく影響しませんが、年収850万円を超えると実質的に「所得税の増税」になります。その増税分を補正するため「所得金額調整控除」という制度が設けられました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2400万円超2450万円以下	32万円	
2450万円超2500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

今回の改正で合計所得金額が2,500万円（年収2,695万円）以下の場合、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となりました。合計所得金額が2,500万円を超える人はわずかですから大半の給与所得者が「給与所得者の基礎控除申告書」を提出する必要があります。

所得金額調整控除の創設

年収850万円を超えると所得税が増税となるため、介護や子育て世代の負担が増えないよう新しく「所得金額調整控除」という制度が作られました。これは、給与所得控除額の引き下げと同時にされ対象者は、年収が850万円を超えかつ以下の3つの条件のいずれかひとつに該当する場合同じります。

- (イ) 本人が特別障害者である場合
- (ロ) 23歳未満の扶養親族がいる場合
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

控除額の算出には、以下の計算式を用います。ただ、年収1,000万円を超える場合は、「給与等の収入金額」は一律1,000万円と計算します。

(つまり、15万円になります。)

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額 (年収)} - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

この適用を受けるには「所得税額調整控除申告書」の提出が必要になりました。

所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

年末調整の時に扶養家族になれるかどうかの基準金額のことです。扶養親族等(同一生計配偶者、扶養親族源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生をいいます)の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注)1 配偶者特別控除額の基礎である配偶者の合計所得金額も10万円引き上げられました。給与所得控除額が10万円引き下げられた分、合計所得要件に10万円プラスされていますのでプラスマイナス0となり、扶養親族の給与等の収入が変わらないときは、改正前と改正後で比較しても影響はありません。

ひとり親控除の新設・寡婦(寡夫)控除の見直し

これまでの寡婦(夫)控除は、対象となる条件が「離婚・死別」となっていました。未婚の場合は適用されませんでした。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦(夫)控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。全てのひとり親家庭に対して、「寡夫」「特別の寡夫」が廃止され新たにひとり親控除が作られました。婚姻歴の有無や親の性別に関係なく、親の所得合計金額が500万円(年収678万円)以下の単身者で同じ生計の子(総所得金額が48万円以下)がいる場合は、「ひとり親控除」(控除額35万円)が適用されます。(次表参照)つまり、未婚のひとり親、配偶者が死別・離別した「子あり」の単身者は「ひとり親控除」が適用されます。ただし、本人の所得合計

金額が500万円(年収678万円)以下の単身者で子以外の扶養親族がいる寡婦、または扶養親族がない寡婦は、引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用されます。ただし、事実婚の人は除かれます。(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人)

詳しくは以下の表をご参照ください。

「改正前後の所得税における所得控除の額」

		改正前				改正後			
		配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親
		本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族	子	35	27	35	27	35	27	35
	子以外	27	27	27	27	27	27	27	27
	無	27	-	-	-	27	-	-	-
	無	27	-	-	-	27	-	-	-
本人が男性	扶養親族	子	27	-	27	-	27	-	27
	子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円 (単位:万円)

扶養控除等申告書の記載について

改正前の寡婦、寡夫、特別の寡婦に該当しない人が今回の改正で「ひとり親」(控除額35万円)に該当することとなった場合には「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡夫」の欄を「ひとり親」に訂正するなどの修正をお願いいたします。

従業員の方々に配っていただく年末調整関係の申告書について

前の項で触れたように「給与所得者の基礎控除申告書」「所得税額調整控除申告書」が新設され従来の配偶者控除等申告書に上記2つが追加され一枚が全体で3分割されて「基・配・所」とされ一体化されました。従業員の方々に配っていただく申告書は「扶養控除申告書」「保険料控除申告書」「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の3枚です。今回は改正点が多いため不明な点があれば、担当者までご質問ください。 以上